

令和 6 年 7 月

新 3 年生で高等学校等就学支援金の  
申請をされた生徒・保護者のみなさまへ

大阪府教育委員会教育長

## 高等学校等就学支援金の審査結果と 第 1 期分授業料の還付について

この度、高等学校等就学支援金（国の授業料無償化制度）の申請を審査したところ、別添の結果通知書のとおり「受給資格の認定」、又は「所得基準額の超過により不認定（却下）」となりましたのでお知らせします。

この結果により、国の制度で「認定」された方には、先に納付いただきました令和 6 年度第 1 期分の授業料を還付させていただきます。

また、7 月には国の制度の継続認定を求める申請手続きが必要になりますので、学校からのご案内をお待ちください。

国の制度で「所得基準額の超過により不認定」の方につきましては、ほとんどの方が令和 6 年 11 月頃に大阪府の授業料無償化制度に申請・認定される可能性が高いため、国の制度で「認定」の方同様、令和 6 年度第 1 期分の授業料を還付させていただきます。

このあと、11 月頃に大阪府の制度に申請をされないと、授業料を再度納付いただくことになってしまいますので、必ず大阪府の制度にも申請していただけますようお願いいたします。

さらに、7 月に国の制度の新規認定を求める申請手続きが必要になりますので、学校からのご案内をお待ちください。

不認定の結果通知書には「この却下により、授業料の納付が必要になります。」と記載がありますが、国の制度指定の様式であるため、混乱を招く当該部分を削除できない点をご容赦ください。

なお、国の制度・府の制度の申請をされている場合は、審査結果が確定するまでの間は授業料の請求はいたしません。



問い合わせ先  
大阪府立懐風館高等学校事務室  
直通 (072) 957-0001  
施設財務課歳入グループ  
直通 (06) 6944-6914